

固定資産現所有者・相続人代表者指定（変更）届出書（例）

年 月 日

美里町長 様

代表になられる方（納税通知書を受け取る方）の住所、氏名、連絡先を記入してください。続柄は亡くなった方からみて子、妻など記載ください。

相続人代表者・現所有者（納税通知書等受取人）

〒987-8602

住 所 宮城県遠田郡美里町北浦字駒米 13 番地

氏 名 美里 太郎

電 話 0229 (33) 2115

(被相続人との続柄 夫)

地方税法第9条の2第1項の規定に基づき、被相続人に係る徴収金の賦課徴収及び還付に関する書類を受領する代表者、また、地方税法第343条第2項の規定による固定資産を現に所有する者の代表者として、上記のとおり指定（変更）しましたので届け出ます。

記

被相続人 (死亡した方)	住 所	宮城県遠田郡美里町北浦字駒米 13 番地		登記名義人等
	氏 名	美里 花子		美里 花子
	相続開始 (死亡) 年月日	令和 4 年 1 月 4 日		
相続登記の予定の有無		完了済・ 予定あり (令和 4 年 6 月頃)・予定なし		

相続人・現所有者の氏名・被相続人との続柄・住所

氏 名	続柄	住 所	備 考
代表者の方以外にも法定相続人がいる場合は分かる範囲で記載をお願いします。			

○代表者変更欄（共有の代表者死亡等で代表者を変更される場合はご記入ください。）

新代表者	住 所			
	氏 名		被相続人との続柄	
	電話番号			

被相続人が納税貯蓄組合に加入していた場合(納税組合名)	
納税貯蓄組合扱いとするか	希望する・希望しない

(注) この届出は、死亡者名義の固定資産現所有者として相続代表者を指定していただくものであり、不動産の権利関係を決めるものではありません。

◆裏面をご覧ください。

固定資産現所有者・相続人代表者指定（変更）届出書について

1 現所有者・相続人代表者について

(1) 固定資産税は、毎年1月1日（「賦課期日」といいます。）に登記簿または土地・家屋補充課税台帳に登記または登録されている人（以下「台帳上の所有者」といいます。）に課税することになっています。

(2) 課税年度の賦課期日（1月1日）以後に台帳上の所有者が亡くなった場合
被相続人にかかる徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を相続人の中から指定します。【地方税法第9条の2第1項】

(3) 課税年度の賦課期日（1月1日）以前に台帳上の所有者が亡くなった場合
賦課期日現在においてその土地または家屋を現に所有している方が固定資産税の納税義務者となります。
【地方税法第343条第2項】

※個人の場合、主に相続人がこれに該当します。相続人が複数名いる場合には、代表者を選んでいただくことになります。（遺産の分割が終了し、登記が完了するまでは当該固定資産税は相続人全員の共有となります。その固定資産税は相続人全員が連帯して納税義務を負うこととなります。）【地方税法第10条の2】

(4) この届出書をご提出いただけない場合、相続人の中から現所有者・相続人代表者を指定させていただく場合があります。

2 「現所有者・相続人代表者」として届出いただく方の範囲と届出について

「現所有者・相続人代表者」欄は、被相続人の固定資産について相続権を有する方の中で代表になられる方をご記入ください。なお、代表を決定するにあたっては、相続権を有するすべての方とご協議の上決定してください。

また、「相続人・現所有者」欄には、代表の方以外の相続権を有する全ての方をご記入ください。

3 所有権移転登記との関係について

被相続人の死亡した年内に、相続等の所有権移転登記が行われた場合は、本届出書の有無に関わらず、登記名義人が新たな台帳上の所有者となります。

4 納付について

(1) この届出書を提出されますと、固定資産税の納税義務者が相続人代表者となり、被相続人名義の固定資産税の納入方法が変更になる場合がありますので、ご注意ください。

◎口座振替で納入されていた方

引き続き口座振替を希望される場合は、金融機関に口座振替依頼書を提出願います。

※口座振替依頼書依頼人（納税義務者）欄に〇〇 〇〇（〇〇 〇〇分）と記入してください。